

團體交渉権ノ如キハ目下動搖シテ、ハル状態ノ鎮靜ヲ俟
テ、~~暫~~維持シタシトノ主張ヲ固執シテ止マス兩者ノ意圖ニ高
距離ヲ存スルヲ以テ遂ニ接近ヲ見ルニ至ラスシテ終リたり
如斯キ状況ニシテ本件ハ高解決ノ曙光ヲ見ルニ至ラス
益々事件紛糾ヲ加ヘ悪化ニ傾クノ上虞キニ非ラカレハ引
續注意警戒中ニテ尚昨夜以後ノ状況概要ハ左部ノ如シ

一 團體交渉権

(一) 勞働條件ニ就テハ勞働團體ニ交渉シ組合員個人ニハ
一切交渉セサルコト

但シ勞働條件ニ就テハ其ノ都度交渉委員ト協議
決定スルコト

(二) 勞働團體トハ会社内ニ於テ勞働者百人以上ヲ以テ組
織セル勞働者ノ自治体ヲ云フ

(三) 会社内ニ數個ノ團體アル場合ハ各個別ニ交渉スルコト

(四) 会社内ニ於テ團體ニ加入セサルモノアルトキハ各個人別ニ
交渉スルコト

(五) 交渉不調ト虽モ二週間以内ハ相互共最後ノ手段ニ出テ

二 サルコト
犠牲者ニ就テ

(一) 復職ヲ希望スルモノハ全部復職セシムルコト

但シ事業ノ關係上人員淘汰ヲ為スハ止ムヲ得サル又本
爭議ニ関シテハ犠牲ヲ出ササルコト

左部

一 復職職ニ對スル罷業勸告

被解雇職ニ對シ所謂結束委員ナルモノハ數組ニ岐レ昨朝未
各方面ニ渡リテ復職職ニ對シ別訪問ヲ為シ罷業ノ勸告
ヲ行ヒ尚家人ニ對シ及自迫的言辭ヲ以テ威迫セル事實アリ
タルヲ以テ直々ニ之カ取調ニ着手目下取調中ニアリテ之カ
為職立側ハ本日訪問ヲ中止シタリ

一 亦威的運動

被解雇者ニ對スル寄贈金品ハ賀川豊彦ヨリ五拾円大阪
汽車株式會社職立一同ヨリ白米十俵ヲ寄贈シ尚其他
ニ於テモ多少ノ寄贈ヲ為ス向アリシカ該寄贈米ヲ電業
員組合安沼川支部ヨリ春日出支部ニ分配米受納ヲ為